# 熊本市防災基本条例(仮称)素案について(概要版)

政策局危機管理防災総室

# ◆条例制定の主な目的

- 1 防災における自助、共助、公助の役割を明確にし、地域防災力等を強化する方針を示す。
- 2 熊本地震の記憶と記録、教訓の後世への伝承に関する方針を示す。
- ⇒ 市民、事業者、地域、市が防災に関する基本的な考え方を共有することにより防災意識の 醸成を図り、協働で防災に取り組むことで、市民が安心して暮らせる、真に災害に強いま ちを実現するための指針として、本条例を制定する。

## ◆条例(素案)の構成(案)

《前文》前文

《第1章》 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

《第2章》 自助、共助及び公助

第4条 市民の役割

第5条 事業者の役割

第6条 地域の防災組織の役割

第7条 市の役割

第8条 避難所の運営等

第9条 帰宅困難者への対策

第 10 条 避難行動要支援者への支援

《第3章》 情報の収集、分析及び発信

第11条 正確な情報の発信等

《 第 4 章 》 多様性の尊重

第12条 多様性の尊重

《第5章》 復旧及び復興

第13条 復旧及び復興

《第6章》 災害の教訓等の伝承

第14条 災害の教訓等の活用等

第 15 条 防災教育

第16条 熊本地震の日

## ◆条例(素案)のポイント

## 1 自助、共助及び公助の役割について

## (1) 市民の役割(第4条関係)

自助、市民が果たすべき役割として、災害への備え、地域活動への参加等を規定。

- ①自ら及びその家族の安全の確保、自宅の防災に資する環境の整備、必要な物資等の備蓄
- ②平時からの防災に関する知識の習得、地域の防災の取組への参加
- ③災害時の避難行動、安否確認、安全確保等、災害の種別ごとに行動できる備え
- ④災害時における近隣の者の間による助け合いの促進
- ⑤災害時におけるボランティアを含む多様な支援への理解と自らの暮らしの再建

#### (2) 事業者の役割(第5条関係)

共助、事業者の果たすべき役割として、従業員の安全確保、災害時への備え、地域との連携、 行政への協力、施設の安全確保などについて規定。

- ①災害発生時における従業員等の安全確保
- ②災害発生時における市民等の安全への貢献
- ③平時からの地域の防災の取組への協力
- ④市が実施する防災施策への協力
- ⑤従業員の防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供
- ⑥施設及び設備の災害に対する安全性の確保

### (3)地域の防災組織の役割(第6条関係)

共助、地域の防災組織の役割として、災害時への備え、平時におけるまちづくりの推進、 災害時の応急対応等を規定。

- ①地域で発生する可能性のある災害の把握及びこれに基づく資機材の準備や訓練の実施
- ②地域特性に応じた、住民が防災活動に参加しやすい環境整備の促進
- ③災害時における市や関係機関と連携した災害に関する情報の収集伝達、救助、避難誘導等の 応急対応と復旧に向けた活動の推進

#### (4) 市の役割(第7条関係)

公助、市の役割として、防災施策の推進、関係者との連携強化、受援、応援体制の整備、 防災拠点など都市基盤の整備、職員への教育、複合災害への対応強化などを規定。

- (1)防災に関する施策の策定及び総合的な実施
- ②防災施策の実施における市民、事業者、地域の防災組織及び関係機関との連携
- ③市民、事業者及び地域の防災組織の防災活動が促進される環境の整備と必要な支援の実施
- ④他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体との協力体制の構築
- ⑤他の地方公共団体及び関係機関からの受援体制の整備
- ⑥防災拠点施設の機能強化、及び災害に強い都市基盤の形成
- (7)各部署が企画する施策の防災への配慮
- ⑧他の地方公共団体との災害発生時における相互の応援・協力体制の構築
- ⑨研修や訓練等の実施による市職員の防災に関する能力の向上
- ⑩複合災害その他防災施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備

### 2 災害時避難行動要支援者への支援について

#### (1) 避難行動要支援者への支援(第10条関係)

避難行動要支援者制度に関する仕組みの構築、平時からの連携、情報の把握等を規定。

- ①市による避難行動要支援者の保護に必要な措置の円滑な実施に向けた仕組みの構築
- ②市による避難支援等を行うために必要な情報の収集・整理の実施、地域団体等との共有
- ③市による避難支援等の取組に関する避難行動要支援者やその家族等の理解促進及び地域団 体等との連携
- ④地域団体等による平時からの地域活動等を通じた避難行動要支援者に関する情報の収集と 必要な支援

# 3 災害の教訓等の活用等、防災教育、防災の日(熊本地震の日)について

(1) 災害の教訓等の活用等(第14条関係)

災害の教訓等の後世への伝承、関連資料の保存、教訓等の他自治体への発信等を規定。

- ①各主体による災害の教訓等の活用と後世への伝承
- ②市による災害の教訓等に関する資料の保存
- ③市による災害の教訓等の発信と他の地方公共団体の防災への貢献

#### (2) 防災教育(第15条関係)

防災教育の推進、特に児童生徒への防災教育について規定。

- ①各主体の相互連携による災害の教訓等を踏まえた講座や訓練などの防災教育の推進
- ②子どもへの学校教育その他の場を通じた防災に関する判断力、行動力等の習得への配慮

#### (3) 熊本地震の日(第16条関係)

次世代への伝承と防災への理解促進等を目的とした「熊本地震の日」を規定。

#### 4 避難所の運営等、帰宅困難者への対策、正確な情報の発信等、多様性の尊重、復旧及び復興

#### (1)避難所の運営等(第8条関係)

避難所の運営に関して、市民、地域による主体的な避難所運営、市による物資準備、訓練等必要な避難所支援、車中泊・在宅避難者の把握と支援などを規定。

- ①市民、地域による主体的な避難所の運営
- ②市による避難所運営に係る物資の準備、平時の訓練その他必要な支援
- ③市によるそれぞれの避難者の状況に応じた必要な支援
- ④市による車中泊避難者や在宅避難者等の把握と適切な支援

#### (2) 帰宅困難者への対策(第9条関係)

災害発生時に帰宅困難となった場合への事前の備えや支援などを規定。

- ①市民による自らや家族が帰宅困難となった場合の安否確認手段や必要な準備の実施
- ②事業者による従業員等が帰宅困難となった場合の備蓄や必要な準備の実施
- ③市による帰宅困難者への支援に向けた体制の整備

#### (3) 正確な情報の発信等(第11条関係)

市による防災、災害に関する情報に関する環境の整備、市民等の情報収集・行動などを規定。

- ①市による防災情報の正確かつ迅速な発信と情報を取得できる環境の整備
- ②市による災害発生時に錯綜する情報の適切な整理・分析による正確性の確保
- ③市民等による災害発生時の正確な情報の収集及びこれに基づく行動

#### (4) 多様性の尊重(第12条関係)

各主体による被災者の年齢、国籍、性別及び障害等における多様性への理解と適切な配慮を 規定。

#### (5) 復旧及び復興(第13条関係)

市による早期の復旧の実施、市民協働による復興施策の実施などを規定

- ①市による被害を受けた地域の速やかな復旧の実施
- ②復旧に際しての関係機関等及びボランティア団体との連携
- ③市による被災者の住宅、健康その他の課題へ対応する体制の構築、被災者支援の実施
- ④市による市民等と協働した復興施策の実施
- ⑤各主体による復興過程で得た知見、能力等の平時のまちづくりへの活用

#### 熊本市防災基本条例(仮称)素案

#### 目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 自助、共助及び公助(第4条―第10条)
- 第3章 情報の収集、分析及び発信(第11条)
- 第4章 多様性の尊重(第12条)
- 第5章 復旧及び復興(第13条)
- 第6章 災害の教訓等の伝承 (第14条-第16条)

本市は、これまで、水害、台風及び地震等の自然の脅威によって、市民生活や都市基盤、過去からの貴重な遺産などが甚大な被害を受けてきた。特に、平成28年熊本地震では、我が国観測史上初となる2度にわたる大規模な地震により、多くのかけがえのない生命が失われ、甚大な被害をもたらした。

その中で、私たちは互いに支え合いながら、復旧・復興に力を尽くすととも に、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、備え、教訓に習い、これを 後世に伝えていくことの大切さを痛感した。

私たちは、これまでの災害の経験を生かして、あらゆる災害から市民の生命、身体、財産、そして暮らしを守るため、協働の精神で、平時から防災活動に取り組み、それを次の世代に伝えていくことで、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現を目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を尊重し、災害から市民等の生命、身体、財産 及び暮らしを守るために、防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事 業者及び地域の防災組織等の役割を明らかにするとともに、防災に関する意 識の醸成を図ることで、地域防災力の最大化を図り、もって現在及び将来の 市民が安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちを実現することを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他の災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。

- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を 軽減するとともに、災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 地域防災力 住民一人一人が自ら行う防災活動、地域の防災組織、消防 団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公 共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相 互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びそ の能力をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 本市の区域内に住所を有する者
  - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人をいう。
- (6) 地域の防災組織 校区防災連絡会(熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。)、避難所運営委員会(指定避難所(災害対策基本法第49条の7第1項の指定避難所をいう。)の開設及び運営並びに運営の規準の制定を行う組織をいう。)及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。)をいう。
- (7) 地域団体等 町内自治会、校区自治協議会、及び校区自治協議会の構成 団体をいう。
- (8) 避難所 自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるとともに、被災者支援の地域拠点としての機能を持つ施設をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。
- (10) 避難行動要支援者 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災に つながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災 意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することに より行われなければならない。
- 2 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び 教訓(以下「災害の教訓等」という。)を日常生活に生かし、災害の発生に備 えるとともに、これを次の世代に継承していかなければならない。

第2章 自助、共助及び公助 (市民の役割)

- 第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を 確保するよう努めるものとする。
  - (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、常に災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
  - (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得し、家族と共有するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
  - (3) ハザードマップ(災害の範囲、程度の予測を示す地図をいう。)等により その地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災 害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための迅速かつ適切な行動 ができるよう備えること。
  - (4) 災害発生時においては、近隣の者の間において助け合うこと。
  - (5) 災害発生時におけるボランティア等の多様な支援があることを理解し、 自らの暮らしの再建を行うこと。

(事業者の役割)

- 第5条 事業者は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。
  - (1) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。
  - (2) 災害発生時においては、その能力を活用して、市民等の安全に貢献すること。
  - (3) 平時から地域における防災の取組に協力すること。
  - (4) 市が実施する防災に関する施策に協力すること。
  - (5) 従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
  - (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。 (地域の防災組織の役割)
- 第6条 地域の防災組織は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。
  - (1) ハザードマップ等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、 規模、被害等を把握し、必要な資機材の準備及び訓練を実施すること。
  - (2) 地域の特性に応じて、顔の見える関係性を構築し、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進すること。
  - (3) 災害発生時においては、市その他関係機関と連携し、災害に関する情報の収集伝達、初期消火、救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援等の復旧に向けた活動を推進すること。

(市の役割)

- 第7条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしを守るため、防災に関する施 策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。
- 2 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地

域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。

- 3 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を 整備するとともに、必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と、災害発生時に おける協力体制を構築しなければならない。
- 5 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。
- 6 市は、防災拠点施設の機能の強化及び災害に強い都市基盤の形成に努めな ければならない。
- 7 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民生活 の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。
- 8 市は、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う 体制を構築するよう努めるものとする。
- 9 市は、研修、防災訓練等により、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。
- 10 市は、複合災害(複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。) その他の防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めなければならない。

(避難所の運営等)

- 第8条 市民及び地域の防災組織は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市及び学校等の施設管理者と連携し、主体的に避難所の運営を行うものとする。
- 2 市は、市民及び地域の防災組織が適切に避難所を運営できるよう、運営に係る物資の準備、平時の訓練その他必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、それぞれの避難者の状況に応じた必要な支援に取り組むものとする。
- 4 市は、事業者、地域の防災組織と協力し、車中泊避難者や在宅避難者等の把握に努め、適切な支援に取り組むものとする。

(帰宅困難者への対策)

- 第9条 市民は、自ら及びその家族が帰宅困難者となった場合に備え、安否確認 の手段の取決めその他必要な準備を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合に備え、その滞在のために必要な物資等の備蓄その他必要な準備を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。 (避難行動要支援者への支援)
- 第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために

必要な措置(以下「避難支援等」という。)が円滑に行われるための仕組みを 構築しなければならない。

- 2 市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理をするとともに、 これを避難支援等に関わる地域団体その他関係機関と共有するよう努めなけ ればならない。
- 3 市は、避難行動要支援者、その家族等(以下「避難行動要支援者等」という。) が避難支援等の取組に対する理解を深めることができるようにするとともに、 避難行動要支援者等と避難支援等に関わる地域団体、医療福祉その他関係機 関との連携が深まるよう努めなければならない。
- 4 避難支援等に関わる地域団体は、避難支援等のため、平時からの地域活動等 を通じて、地域の避難行動要支援者に関する情報を収集し、必要な支援につ ながるよう努めるものとする。

#### 第3章 情報の収集、分析及び発信

(正確な情報の発信等)

- 第11条 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、 市民、事業者及び地域の防災組織が早めの避難その他適切な行動がとれるよ う、防災に関する情報を正確かつ迅速に発信するとともに、当該情報を取得 できる環境を整備しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する情報の発信に当たっては、災害発生時に錯綜する情報 を適切に整理し、これを分析することにより、情報の正確性を確保しなけれ ばならない。
- 3 市民、事業者及び地域の防災組織は、災害発生時には正確な情報を収集し、 これに基づき行動するよう努めるものとする。

#### 第4章 多様性の尊重

(多様性の尊重)

第12条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害等における多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

#### 第5章 復旧及び復興

(復旧及び復興)

- 第13条 市は、災害による被害を受けたときは、被害を受けた地域の速やかな 復旧を実施しなければならない。
- 2 市は、前項の復旧に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と連携するものとする。
- 3 市は、必要に応じ、被災者の住宅、健康その他生活に係る課題に総合的に対

応する体制を構築し、被災者の支援に取り組むものとする。

- 4 市は、災害により本市の区域に甚大な被害が生じ、本市の市民生活、経済活動等の活力が低下している場合は、前3項に規定する復旧の取組に加え、市民、事業者及び地域の防災組織と協働し、当該活力を取り戻すための各種施策(以下「復興施策」という。)の実施に努めなければならない。
- 5 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、復興施策の実施の過程において得た知見、能力等を平時のまちづくりの取組に生かすよう努めるものとする。

第6章 災害の教訓等の伝承

(災害の教訓等の活用等)

- 第14条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、災害の教訓等を活用するとともに、これらを後世に伝承するよう努めるものとする。
- 2 市は、災害の教訓等に関する資料を保存するものとする。
- 3 市は、災害の教訓等を広く発信し、他の地方公共団体の防災に貢献するよう 努めるものとする。

(防災教育)

- 第15条 市、市民、事業者及び地域団体等は、相互に連携し、災害の教訓等を 踏まえた講座や訓練を実施する等、あらゆる機会を通じて防災教育を推進す るものとする。
- 2 子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、技能、判断力及び行動力等を習得できるよう配慮するものとする。 (熊本地震の日)
- 第16条 市は、平成28年熊本地震の教訓等を次の世代に伝承するとともに、 防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を熊本地 震の日と定める。

附則

この条例は、○○から施行する。

## 熊本市防災基本条例(仮称)に係るこれまでの検討状況について

- 1 能本市防災基本条例(仮称)検討委員会における検討
  - 第1回検討委員会(令和3年11月9日開催)
    - [議題] ①目指すべき姿(案)について
      - ②条例骨子案(たたき台)について
      - ③市民意見の聴取(案)について
      - ④今後のスケジュール(案)について
  - 第2回検討委員会(令和3年12月17日開催)

[議題] ①条例の素案(たたき台)について

- 〇 第3回検討委員会(令和4年4月26日開催)
  - [議題] ①避難行動要支援者への支援(第10条)について
    - ②防災教育(第15条)について
    - ③防災の日(第16条)について
- 第4回検討委員会(令和4年5月23日開催)
  - [議題] ①避難行動要支援者への支援、防災教育、防災の日について
    - ②市民、事業者、地域の防災組織、市の役割について
- 第5回検討委員会(令和4年5月31日開催)

〔議題〕 ①条例素案について

#### 2 市民意見等の聴取

- 〇 企業・団体等への意見聴取(令和3年11月11日~12月3日) 対象 防災関係団体、企業、災害ボランティア団体など 12団体
- 市民アンケート (WEB) の実施 (令和3年11月22日~令和4年2月4日)回答数 2.077件
- 〇 市民ワークショップの開催(令和3年12月5日) 会場 熊本市男女共同参画センターはあもにい 多目的ホール

講師 竹内 裕希子 氏(熊本大学大学院先端科学研究部 准教授)

参加者 39名(校区防災連絡会、防災士、子育で中の女性など)

〇 市長とドンドン語ろう! 防災版の開催(令和4年5月9日~5月23日)

会場 各区で開催

参加者 校区防災連絡会や校区自治協議会等の役員(各校区から1名)

- 3 今後のスケジュール案
  - パブリックコメント実施 ・・・・・・・・・・・ 6月下旬~7月下旬
  - 第6回熊本市防災基本条例(仮称)検討委員会・・・・・ 8月上旬
  - 〇 第三回定例会へ条例案を上程

# 「市長とドンドン語ろう! 防災版」の開催について

## 1 開催概要

# (1) 開催目的

地域における防災に関する課題等を把握し、今後の施策等に生かすため、各校区防災連絡会や 校区自治協議会等の役員(各校区1名)を対象に市長との意見交換を実施した。

# (2) 開催日時・参加者数

区	開催日時	会場	参加校区数
東	令和4年5月 9日(月)19:00~20:30	東部公民館ホール	17
中央	令和4年5月11日(水)19:00~20:30	熊本城ホール研修室	15
南	令和4年5月19日(木)19:00~20:30	富合公民館研修室	16
北	令和4年5月20日(金)19:00~20:30	植木文化センター多目的ホール	20
西西	令和4年5月23日(月)19:00~20:30	西部交流センター多目的室	13

## 2 主な意見について

- 地域の防災組織の役割について
  - ・コロナで訓練もできていないので、訓練を実施し、防災クラブが機能するか確認する必要がある。
  - ・地域の防災活動に対する市の支援をお願いしたい。
- 避難所について
  - ・避難所にスロープや多目的トイレが無いため整備して欲しい。
- 避難行動要支援者について
  - ・民生委員の役割は大きいが、1人で対応するのは厳しいので、サポートを付けるようにした。 今後はサポート体制が重要になる。
- 正確な情報の発信等について
  - ・防災無線や緊急告知ラジオが聞こえないので、代替手段も含め検討してほしい。
- 防災の日について
  - ・記憶の風化が進んでいるため、セレモニーのような市民の記憶に残るものがあるといい。